

第20回 定時株主総会 招集ご通知

目次

第20回定時株主総会招集ご通知	4
株主総会参考書類	8
事業報告	22
計算書類等	50
監査報告	56

■日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

■場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
Room H
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

■決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する短期業績連動報酬の額及び
内容決定の件

<株主様へのご案内>

株主総会当日におけるお土産及び軽食のご用意はございません。
また、会社説明会の実施もございません。

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループにとって2024年3月期は、経営資源を成長戦略の実行に集中させるべく、東証プライム市場からスタンダード市場へ移行する節目の年となりました。

連結業績は、外国為替相場の変動率低下による取引高減少の影響を受け、トレーディング損益が5,307百万円(前期比4.7%減)、営業収益は5,626百万円(同3.3%減)となりました。2023年9月29日をもって資金移動業であるマネパカード事業から撤退するなどコスト削減にも努めましたが、営業収益の減少をカバーするには至らず、営業利益は1,074百万円(同17.7%減)、経常利益は1,060百万円(同17.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は708百万円(同10.7%減)となり、大変厳しい結果となりました。

成長戦略の実行に向けての経営資源の集中は中長期的な課題と認識し、当社の持続的成長と企業価値の向上に邁進してまいります。

当社グループの中核である株式会社マネーパートナーズでは、お客様の取引コストであるスプレッドを中心として取引しやすい環境の構築に引き続き取り組んでおります。パートナーズFXnanoにおいては、所定の取引条件の下、業界初の「米ドル/円」をはじめとする当社の主要取扱通貨ペアの計5通貨でスプレッド「0.0銭(売買同値)」の提示を継続しており、さらに「米ドル/円」では取引数量の上限を最大5万通貨に拡大するキャンペーンを行っております。また、パートナーズFXにおいては、「米ドル/円」「豪ドル/円」「英ポンド/円」「ユーロ/円」等のクロス円を始め、主要なストレート通貨(対円以外の通貨)ペアで、<ゴールデンマネパタイム>を設定し、かかる時間帯において業界最狭水準のスプレッドを提示しております。このマネーパートナーズの<得意技>スプレッド0.0銭(売買同値)と、主力商品であるパートナーズFXでの、<ゴールデンマネパタイム>の両サービスにより、大手情報メディア「MINKABU(みんかぶ)」が発表した『FX会社年間ランキング』『スプレッド部門』において、3年連続年間第1位を受賞いたしました。同業他社との差別化を図り、今後も厳しい競争環境の中で既存のお客様に一層のご利用をいただくとともに、新たなお客様の獲得に繋げてまいります。

2025年3月期は、日米の金融政策が転換点を迎え大規模な市場介入が実施されるなど、市場の変動率上昇が期待できそうです。「FXを軸とした店頭デリバティブ取引への選択と集中」の方針のもと、市場変動に対するトレーディング力と代理店の見直し等による顧客開拓・営業力の強化、および継続的なコスト削減や不採算事業の改善・見直しを推進し、反転攻勢へ繋げていきます。

据え置いたプライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画の達成に向けた各種の取組みを、適時適切に見直しながら継続的に実行していくことで、一層の企業価値の向上に努めてまいります。

引き続きご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長 福島 秀治

さらにパートナーズFXnanoでは「米ドル／円」のスプレッド0.0銭(売買同値)の取引数量上限を拡大

パートナーズFXnanoでは、業界唯一となる「米ドル／円」など主要5通貨ペアのスプレッド「0.0銭(売買同値)」の提示を標準化し継続しております。さらに2023年5月より、「米ドル／円」のスプレッド0.0銭(売買同値)の取引数量上限を5万通貨へと拡大するキャンペーンを開始させる等、他社との差別化を図る取り組みを行っております。

2024年4月からは、パートナーズFXnanoの「米ドル／円」0.0銭のキャンペーンスプレッドの提示時間を9:00～翌3:00から前後1時間拡大した8:00～翌4:00(20時間)に、また人気通貨ペア「メキシコペソ／円」ではキャンペーンスプレッド0.1銭の提示時間を14:00～翌3:00(13時間)へと拡大し、さらなる取引高の増加や顧客獲得に努めております。

大きな数量での取引も対応可能なパートナーズFXでは、2月から「米ドル／円」のスプレッド0.2銭の提示を8:00～翌4:00(20時間)に拡大し、市場流動性の高い17:00～翌3:00(10時間)の<ゴールデンマネパタイム>では引き続き「豪ドル／円」、「ユーロ／円」、「ポンド／円」など18通貨ペアで業界最狭水準となるスプレッドキャンペーンを実施しました。

また、お客様により良いお取引環境を提供すべく、米国をはじめ主要為替市場が休場となるイースター休暇の3月29日(Good Friday)ではパートナーズFXの「米ドル／円」で、4月1日(Easter Monday)ではゴールデンマネパタイム対象のパートナーズFX18通貨ペアにおいて、原則固定スプレッドの提示を続行いたしました。

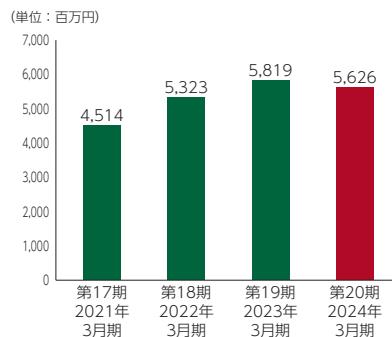
これらの取り組みが評価され、大手情報メディア「MINKABU(みんかぶ)」が発表した2024年版『FX会社年間ランキング』「スプレッド部門」において、マネーパートナーズは3年連続となる『第1位』を獲得しました。

さらに、2024年4月よりパートナーズFXでは「米ドル／円」を含む10通貨ペアにおいてキャンペーンスプレッドを標準化し、お客様が取引しやすい環境を整備しました。

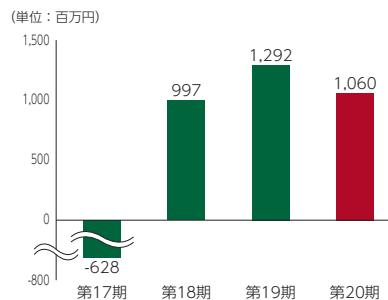
今後もFX業界をリードするスプレッドのご提供を続け、より多くのお客様にお取引いただけるよう引き続き尽力してまいります。



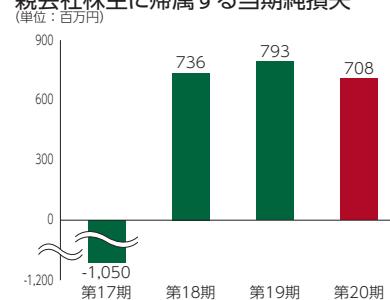
営業収益



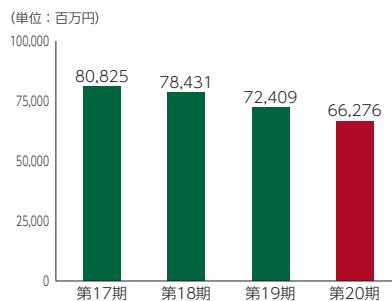
経常利益又は経常損失



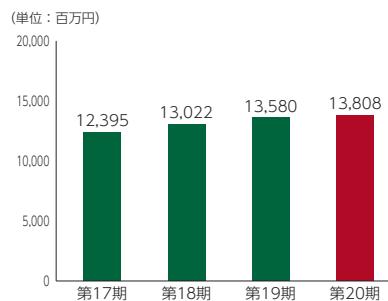
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失



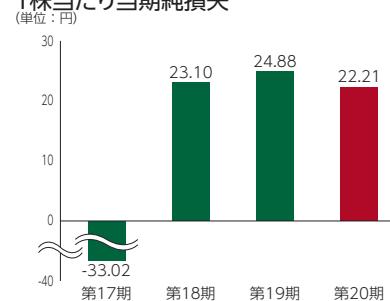
総資産



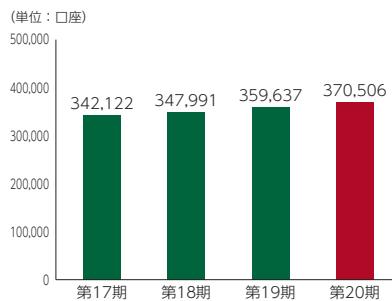
純資産



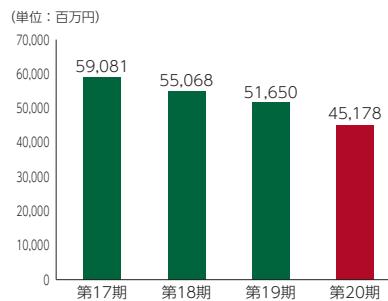
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失



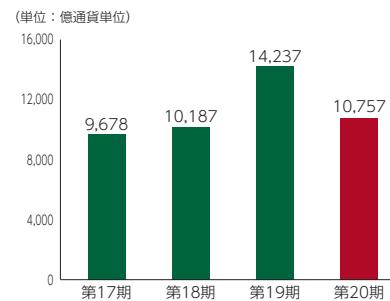
顧客口座数



顧客預り証拠金



外国為替取引高



(注) 顧客口座数、顧客預り証拠金・・・各期末時点の口座数、預り証拠金残高

証券コード 8732
(発送日) 2024年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月29日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社マネーパートナーズグループ
代表取締役社長 福 島 秀 治

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

① 【当社ウェブサイト】

<https://www.moneypartners-group.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスのうえ、メニューより「株主・投資家の皆様へ」
「IRイベント」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



② 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトへアクセスのうえ、当社名または当社証券コードを入力・
検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、7ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記期限までに当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第20期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案

- 剰余金処分の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
監査等委員である取締役2名選任の件
取締役に対する短期業績連動報酬の額及び内容決定の件

以上

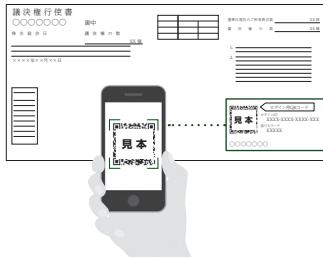
- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 本株主総会では書面交付請求の有無にかかわらず、株主様には電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面（本招集ご通知）を一律にお送りしております。
 - ◎ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - ◎ 株主総会当日におけるお土産及び軽食の用意はございません。また、会社説明会の実施もございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

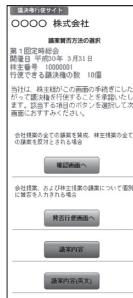
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社三井住友ウェブの登録商標です。

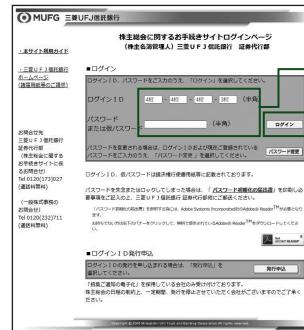
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当期の連結業績や事業環境等を総合的に勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5.00円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は162,997,995円となります。

これにより、当期の1株当たり年間配当額は、11.00円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために2名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当等
1	ふくしま ひでじ 福島 秀治	男性	代表取締役社長
2	うるの ますみ 宇留野 真澄	男性	取締役 CFO兼経営管理部長兼人事部長
3	かじかわ りえ 梶川 理恵	女性	取締役 CMO
4	さとう なおひろ 佐藤 直広	男性	取締役 CCO兼法務コンプライアンス部長
5	しらみず かつき 白水 克紀	男性	取締役 CIO兼IT管理部長

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p>ふくしまひでじ 福島秀治 (1954年6月22日生) <取締役会への出席状況> 17/17回(100.0%)</p>	<p>1978年4月 東京短資株式会社入社 1978年12月 トウキョウフォレックス株式会社出向 1998年3月 アルマターファンド投資顧問株式会社出向 2000年3月 東短デリバティブズ株式会社出向企画管理部長 2001年3月 トレイダーズ証券株式会社出向取締役 2002年6月 イ・システム株式会社執行役員 2003年4月 トレイダーズ証券株式会社取締役 2005年6月 同社常務取締役 2006年7月 当社顧問 2006年8月 当社執行役員 2006年8月 当社常務取締役 2006年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 2008年3月 当社専務取締役 2008年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)専務取締役 2013年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役 2013年6月 当社取締役 2014年6月 当社専務取締役 2017年4月 株式会社マネーパートナーズ専務取締役営業本部長 2018年7月 同社専務取締役 2019年7月 コイネージ株式会社取締役 2020年11月 当社代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社マネーパートナーズ代表取締役社長(現任) 2020年11月 コイネージ株式会社代表取締役社長CEO</p>	1,064,600株
<p>【取締役候補者として選任した理由】 福島秀治氏は、インターバンクにおける豊富な知識・経験を有しております。2006年に当社取締役に就任後、同年から2008年まで常務取締役、2008年から2013年並びに2014年から2020年11月まで専務取締役、2020年11月からは代表取締役を務めており、当社における経営全般を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	うるの ますみ 宇留野 真澄 (1978年4月30日生) <取締役会への出席状況> 13/13回(100.0%)	2006年3月 セガサミーホールディングス株式会社入社 2009年3月 株式会社ホリプロ入社 2012年11月 エステー株式会社入社 2016年1月 日本メディカルビジネス株式会社入社 2017年4月 株式会社LIFULL入社 2018年1月 株式会社ネクストカレンシー入社 2018年7月 同社管理部長兼法務・コンプライアンスグループ長 2019年2月 株式会社マネーパートナーズ入社 2021年6月 同社取締役CFO兼管理部長(現任) 2021年7月 当社経営管理部長兼人事部長 2023年6月 当社取締役CFO兼経営管理部長兼人事部長(現任)	6,200株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>宇留野真澄氏は、会社の管理部門に関する豊富な知識・経験を有しております。2021年に当社の連結子会社である株式会社マネーパートナーズの取締役CFO兼管理部長に就任し、2023年には当社取締役に就任しており、現在に至るまで管理部門全般を担当する取締役として当社における経営全般を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	かじ かわ り え 梶川理恵 (1967年6月8日生) <取締役会への出席状況> 13/13回(100.0%)	1991年4月 山一証券株式会社入社 2001年9月 ソシエテ・ジェネラル証券株式会社入社 2002年2月 トレイダーズ証券株式会社入社 2005年7月 同社執行役員 2006年12月 株式会社マネーパートナーズ入社 CS推進部長 2018年6月 同社取締役CS推進部長 2021年6月 同社取締役営業部長 2023年6月 当社取締役CMO(現任) 2023年11月 株式会社マネーパートナーズ取締役CCO兼営業部長(現任)	28,500株
【取締役候補者として選任した理由】 梶川理恵氏は、証券会社における営業に関する豊富な知識・経験を有しております。2018年に当社の連結子会社である株式会社マネーパートナーズ取締役CS推進部長に就任し、2023年には当社取締役に就任しており、現在に至るまで営業部門を担当する取締役として当社における経営全般を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	さとう なおひろ 佐藤直広 (1959年11月14日生) <取締役会への出席状況> 17/17回(100.0%)	1985年4月 カシイ住宅設備株式会社入社 1991年10月 北辰商品株式会社入社経営企画部長 2005年6月 当社取締役 2005年6月 当社取締役退任 2005年7月 当社執行役員マーケティング部ゼネラルマネージャー 2005年9月 当社執行役員経営企画室長 2005年11月 当社取締役経営企画室長 2008年3月 当社常務取締役経営企画室長 2008年4月 当社常務取締役 2008年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)常務取締役 2011年6月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役内部管理統括責任者 2011年6月 当社常務取締役法務コンプライアンス部長 2013年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役内部管理統括責任者 2013年6月 当社取締役法務コンプライアンス部長 2018年7月 株式会社マネーパートナーズ取締役内部管理統括責任者兼内部管理統括部長 2020年12月 同社常務取締役内部管理統括責任者兼内部管理統括部長 2021年6月 当社取締役CCO兼法務コンプライアンス部長(現任) 2023年4月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役内部管理統括責任者(現任)	309,300株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>佐藤直広氏は、法務・コンプライアンスに関する豊富な知識・経験を有しております。2005年に当社取締役就任後、2008年から2013年にかけて常務取締役を務め、また2011年から現在に至るまで法務コンプライアンス部を担当し、当社における経営全般を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	<p>しらみづかつき 白水克紀 (1961年6月19日生)</p> <p><取締役会への出席状況> 17/17回(100.0%)</p>	<p>1984年4月 日本デジタル・イクイップメント株式会社入社 1992年4月 日本リースオート株式会社入社 1994年6月 日本リース情報システム株式会社転籍 1998年4月 GEフリートサービス株式会社入社 2000年2月 日本GMACコマーシャル・モーゲージ株式会社入社 2006年2月 当社入社IT統括部長 2006年2月 当社執行役員IT統括部長 2006年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 2006年11月 当社執行役員CIO兼IT統括部長 2008年3月 当社取締役CIO兼IT統括部長 2008年4月 当社取締役CIO 2008年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 2008年10月 当社取締役CIO兼IT管理部長(現任) 2008年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CIO 2011年6月 同社取締役CIO兼COO 2013年6月 同社取締役 2013年7月 同社取締役海外金融法人営業部長 2014年7月 同社常務取締役ディーリング本部長兼海外金融法人営業部長 2015年7月 同社常務取締役 2019年7月 コイネージ株式会社取締役CIO 2021年10月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ代表取締役社長(現任)</p>	120,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>白水克紀氏は、システム・IT技術に関する豊富な知識・経験を有しております。2008年に取締役に就任後、現在に至るまで取締役CIOを務めており、当社における経営全般を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3)③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」34頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役百瀬茂氏及び松本英昭氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	属性情報	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当
1	社外 独立	ももせ 百瀬 しげる 茂	男性	社外取締役（監査等委員・常勤）
2	社外 独立	まつもと 松本 ひであき 英昭	男性	社外取締役（監査等委員・非常勤）

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">もも せ しげる 百瀬 茂</p> <p>(1962年6月22日生)</p> <p><取締役会への出席状況> 17/17回(100.0%)</p> <p><監査等委員会への出席状況> 17/17回(100.0%)</p>	<p>1985年4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)入社</p> <p>1998年1月 モルガン・スタンレー・ジャパン証券会社(現モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)コーポレートカバレッジグループヴァイスプレジデント</p> <p>1999年5月 大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ株式会社(現大和証券株式会社)ストラクチャード・プロダクト・マーケティング部部长兼マネージングダイレクター</p> <p>2004年6月 ベアスターズジャパン証券会社シニアマネージングダイレクター債券営業共同本部長、金融商品開発部長</p> <p>2008年7月 R Gアセットマネジメント株式会社代表取締役会長</p> <p>2011年1月 メソニック・インターナショナル創業 CEO</p> <p>2012年1月 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社(現ストーンエックスフィナンシャル株式会社)代表取締役社長</p> <p>2020年6月 当社社外取締役[監査等委員]</p> <p>2020年6月 株式会社マネーパートナーズ監査役</p> <p>2021年1月 当社社外取締役[監査等委員・常勤](現任)</p> <p>2021年1月 株式会社マネーパートナーズ常勤監査役(現任)</p>	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>百瀬茂氏を社外取締役候補者とした理由は、金融商品取引業を営む企業での会社経営やコンプライアンス、業務に関する経験を豊富に有しており、経営全般に関する監督と有効なアドバイスが期待されることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p>なお、百瀬茂氏は、2004年5月に大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ株式会社(現大和証券株式会社)を退職しており、現在は百瀬茂氏と当社の主要株主である株式会社大和証券グループ本社に関係はございません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	<p>まつもと ひであき 松本英昭 (1958年8月18日生)</p> <p><取締役会への出席状況> 16/17回(94.1%)</p> <p><監査等委員会への出席状況> 16/17回(94.1%)</p>	<p>1982年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社</p> <p>1984年7月 東京短資株式会社入社</p> <p>2001年10月 ガーバン東短証券株式会社(現ICAP東短証券株式会社)取締役</p> <p>2005年8月 TTプリンシパル株式会社取締役(現任)</p> <p>2007年6月 東短キャピタルマーケット株式会社(現東短ICAP株式会社)取締役営業部長</p> <p>2013年3月 TTグローバル・アセットマネジメント株式会社(現ジェイ・ウィル東短投資顧問株式会社) 監査役[非常勤]</p> <p>2013年6月 東短ICAP株式会社代表取締役社長</p> <p>2014年2月 東短インフォメーションテクノロジー株式会社監査役</p> <p>2015年2月 東短ホールディングス株式会社(現東京短資株式会社)取締役</p> <p>2015年6月 ジェイ・ウィル東短投資顧問株式会社取締役</p> <p>2016年4月 東京短資株式会社取締役執行役員</p> <p>2018年1月 東短エイジェンシー株式会社代表取締役社長</p> <p>2018年2月 東京短資株式会社取締役常務執行役員</p> <p>2019年12月 タレットプレボン株式会社取締役</p> <p>2019年12月 タレットプレボンETP株式会社取締役</p> <p>2022年6月 当社社外取締役[監査等委員](現任)</p> <p>2023年2月 東京短資株式会社代表取締役副会長</p> <p>2024年2月 東京短資株式会社代表取締役会長(現任)</p> <p>2024年2月 東短エイジェンシー株式会社代表取締役社長(現任)</p>	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>松本英昭氏を社外取締役候補者とした理由は、短資会社での会社経営に関する経験や専門的知見を豊富に有しており、経営全般に関する監督と有効なアドバイスが期待されることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 百瀬茂氏および松本英昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、百瀬茂氏および松本英昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3)③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」34頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 百瀬茂氏および松本英昭氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。百瀬茂氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となり、松本英昭氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、百瀬茂氏および松本英昭氏は現在、当社の連結子会社である株式会社マネーパートナーズの業務執行者でない役員（監査役）であります。
6. 当社は、百瀬茂氏および松本英昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考】取締役のスキルマトリックス

本総会において第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の構成並びに各人のスキルマトリックスは以下のとおりです。

以下の一覧表は各氏に期待される専門性のうち主なものに○印をつけております。なお、各氏が有する全ての知見や経験を表したものではありません。

氏名	役職	企業経営	営業・マーケティング	経営企画・財務・管理	法務・リスクマネジメント	人事・人材開発	IT・テクノロジー	国際性
福島 秀治	代表取締役社長	○	○			○		○
宇留野 真澄	取締役CFO兼 経営管理部長兼 人事部長			○	○	○		
梶川 理恵	取締役CMO		○					
佐藤 直広	取締役CCO兼 法務コンプライ アンス部長	○		○	○			
白水 克紀	取締役CIO兼 IT管理部長	○					○	
百瀬 茂	監査等委員、常勤 独立社外取締役	○	○					○
根本 博史	監査等委員 独立社外取締役			○				○
川東 憲治	監査等委員 独立社外取締役				○			○
松本 英昭	監査等委員 独立社外取締役	○	○					○

第4号議案 取締役に対する短期業績連動報酬の額及び内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015年6月14日開催の第11回定時株主総会において、「固定報酬を年額3億5千万円以内」とご決議いただいております。これに加え、取締役の業績向上へのインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、固定報酬とは別に単年度毎に実施する業績連動報酬の導入を同時にご承認いただいております。

業績連動報酬の具体的な内容につきましては、インセンティブとしての有効性を最大限確保するため、事業年度毎に株主総会に諮ることといたしており、第21期事業年度におきましては、下記の内容にて業績連動報酬を実施させていただきたいと存じます。業績連動報酬は取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、業績の程度に応じて報酬を受けるものであり、役員報酬として相当であると考えております。

なお、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。したがって、下記(4)により本議案における対象取締役の員数は5名となります。

【本総会にお諮りする業績連動報酬の内容】

(1) 対象期間

第21期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）を対象期間とする。

(2) 支給総額の算定方法

当社グループの連結経常利益(A)から10億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに2.0%を乗じた額を業績連動報酬の支給総額とする。ただし、百万円未満は切り捨てるものとし、その総額は1億円を超えないものとする。

$$\text{業績連動報酬支給総額} = ((A) - 10\text{億円}) \times 2.0\%$$

(3) 支給の条件

- ① 連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれかが損失を計上しているときには支給しない。
- ② 中間配当及び期末配当のいずれも実施しないときには支給しない。

(4) 各取締役への配分方法

支給総額の支給対象となる各取締役への配分については、取締役会に一任する。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役には支給しない。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い経済活動の正常化が進む一方、長引くウクライナ情勢の緊迫やパレスチナ情勢の悪化、資源価格の高騰やインフレ率の上昇に伴う世界的な金融引き締め政策の継続による海外景気の下振れリスク等により、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

外国為替市場において、1ドル=133円台前半で期初取引が始まった米ドル/円相場は、4月5日には米3月ISM製造業景気指数が弱い結果となったことや米金利が低下したことを受け、米ドルは下落し一時130円台半ば（期中安値）を付けました。5月25日発表の米経済指標の強い結果等により30日には一時140円台後半を付け、6月30日には米ドルは一時145円台前半まで上昇しました。日銀による金融緩和政策の修正に対する警戒感と米国のインフレ鈍化に対する期待感が相まって、7月14日に米ドルは一時137円台前半まで下落するも月末には142円台前半まで値を戻し、8月以降は米金利の底堅さ等からじり高の展開となり、10月3日には米8月雇用動態調査（JOLTS）求人件数の強い結果を受けて米ドルは150円台前半まで上昇、直後に日本政府による為替介入への警戒感などから一時147円台半ばまで急落するも、直ぐに149円台前半まで値を戻しました。11月も相場は米ドル買いで推移し一時151円台後半を付けました。12月は大幅なドル安・円高での推移となり、月間の値幅（高値と安値の差）は2023年3月以来となる8円超えとなりました。7日に日銀が早期にマイナス金利政策の解除に動くとの見方から147円台前半から一時141円台後半まで米ドルは急落し当日の値幅は5.7円まで拡大しました。1月に入ると、1日に発生した能登半島地震の影響で日銀の1月会合でのマイナス金利政策解除の観測が後退したこと等により米ドル/円相場は反転。米ドルは上昇傾向で推移し19日には148円台後半まで上昇し、2月に入っても13日にFRBによる早期利下げ観測が後退したこと等により14日には一時150円台後半まで上昇しました。3月8日には一時146円台半ばまで下落しましたが、19日に日銀が金融政策決定会合でマイナス金利政策の解除など大規模緩和の修正を決定しましたが緩和的な金融環境が継続するとの見通しを示したことや、27日に田村日銀審議委員のハト派発言があったことにより米ドルは1990年7月以来33年8ヵ月ぶりとなる一時151円97銭（期中高値）まで上昇しました。その後は、日本政府による為替介入への警戒感から米ドル売りが進み151円台半ばで期末を迎えました。

一方、米ドル/円以外の主要な取扱通貨である欧州・オセアニア通貨については、各通貨とも円に対して概ね上昇傾向での推移となりました。

また、外国為替相場の変動率は、前期に比べ低下したものの2022年2月下旬のロシアのウクライナ侵攻以降、相対的に高い水準が続いています。

このような状況の中、当社グループは主力サービスであるFXについて、引き続きスプレッドの縮小を実施し、他社との差別化を図る取組みを行っております。

パートナーズFX nanoにおいては、所定の取引条件のもと、「米ドル/円」をはじめ、「ユーロ/円」「豪ドル/円」「ポンド/円」「メキシコペソ/円」の5通貨ペアでスプレッド0.0銭（売買同値）の提示を継続しております。さらに、2023年5月からは「米ドル/円」でのスプレッド0.0銭（売買同値）での取引数量上限を1万通貨から5万通貨まで大幅に引き上げるキャンペーンを続行しております。

また、パートナーズFXにおいては、ゴールデンマネパタイムでのスプレッド縮小を続行しており、「米ドル/円」「豪ドル/円」「ポンド/円」「ユーロ/円」等のクロス円をはじめ、主要ストレート通貨（対円以外の通貨）を含めた15通貨ペア以上を対象に、かかる時間帯において業界最狭水準のスプレッドを提示しております。

さらに、当社では米国祝日においてもお客様により良いお取引環境を提供すべく、イースター休暇の3月29日（金）Good FridayではパートナーズFXの「米ドル/円」で、4月1日（月）Easter Mondayではゴールデンマネパタイム対象のパートナーズFX 18通貨ペアにおいて、原則固定スプレッドの提示を続行いたしました。

上記のような積極的なスプレッド縮小施策の実施により、大手情報メディア「MINKABU（みんかぶ）」が発表した『FX会社年間ランキング』「スプレッド部門」において、3年連続年間第1位を受賞いたしました。今後も業界をリードするスプレッドのご提供を続け、より多くのお客様にお取引いただけるよう引き続き尽力してまいります。

新規口座獲得のためのWeb広告強化や口座開設キャンペーンの拡充、既存のお客様向けのキャンペーンの充実などにも取り組みました。

そのほか、収益性悪化の要因であった一部の顧客からのFX約款に定める不適切取引への対処をいたしました。

まいにち金・銀（CFD-Metals）においては、FXのゴールデンマネパタイムと同時間帯（17時から翌3時まで）に「金/米ドル」「銀/米ドル」ともスプレッドを0.2 pipsで提示するキャンペーンを実施しました。

資金移動業であるマネパカード事業（以下、「本事業」といいます。）については、2023年3月31日付の取締役会において本事業からの撤退を決定し、2023年9月29日をもってサービスを終了いたしました。この撤退に伴い前期に106百万円の事業撤退損失引当金を、当期において7百万円の事業撤退損を計上していますが、2025年3月期以降は本事業の運転費用

は解消されコスト削減につながります。

これらの結果、当連結会計年度の外国為替取引高は10,757億通貨単位（前期比24.4%減）となりました。また、当連結会計年度末の顧客口座数は370,506口座（前期末比10,869口座増）、顧客預り証拠金は45,178百万円（同12.5%減）、有価証券による預り資産額は6,881百万円（同38.8%減）となりました。

当連結会計年度の連結業績は、外国為替相場の変動率低下による取引高減少の影響を受けトレーディング損益が前期比261百万円減少（4.7%減）となった一方、システム関連売上高が同88百万円増加（47.4%増）し、営業収益は5,626百万円（前期比192百万円減少、3.3%減）となりました。金融費用は103百万円（同35百万円減少、25.3%減）、売上原価はシステム関連売上高の増加に伴い155百万円（同42百万円増加、38.1%増）となりました。販売費・一般管理費は、将来的なコスト削減等を目的とした基幹システムのクラウド化のフェーズ進行に伴う費用の増加（同213百万円増加、194.9%増）やキャンペーン費用の増加等の増加要因があった一方、取引高減少に伴うカバー取引関連の支払手数料の減少や主にリース資産の償却期間終了による減価償却費の減少、6月末のマネパカード利用停止に伴う運転費用及び維持費用の解消等の減少要因により、4,292百万円（同31百万円増加、0.7%増）となりました。

この結果、営業利益は1,074百万円（同231百万円減少、17.7%減）、経常利益は1,060百万円（同231百万円減少、17.9%減）となりました。税金等調整前当期純利益は台湾のFX業者へのカバー取引業務からの撤退に伴うソフトウェアの減損損失9百万円及びマネパカード事業からの撤退に伴う事業撤退損7百万円（発生額と引当金計上額との差額）の特別損失計上により1,044百万円（同102百万円減少、8.9%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等合計が336百万円（同17百万円減少、4.9%減）となったことから708百万円（同85百万円減少、10.7%減）となりました。

2025年3月期も引き続き「FXを軸とした店頭デリバティブ取引への選択と集中」の方針のもと、全社を挙げてのコスト削減や不採算事業の改善・見直しを推進いたします。加えて、上述のパートナーズFXnanoにおける一定の条件下でのスプレッド0.0銭（売買同値）の提示の標準化（業界初）などによる差別化によって、今後も厳しい競争環境の中で既存のお客様に一層のご利用をいただくとともに、新たなお客様の獲得に繋げ、収益力の向上に努めてまいります。

また、当社は、2023年9月15日にスタンダード市場への選択申請書を提出し、10月20日にプライム市場からスタンダード市場へ移行しております。かかる選択申請にかかわらず、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画に掲げた数値目標を据え置くこととし、その達

成に向けた各種の取組みにつき適時適切に見直しながら継続的に実行していくことで、将来的にはプライム市場の新規上場基準をも充足する企業へと成長すべく、一層の企業価値の向上に努めてまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、基幹システム（外国為替証拠金取引システム）のクラウド化に向けた開発や機能追加等に241百万円（リース資産（無形固定資産）、ソフトウェア等への投資であり、消費税等は含まれておりません。）の投資を行いました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
営 業 収 益(百万円)	4,514	5,323	5,819	5,626
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△628	997	1,292	1,060
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する(百万円)	△1,050	736	793	708
当期純損失(△)				
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△33.02	23.10	24.88	22.21
総 資 産(百万円)	80,825	78,431	72,409	66,276
純 資 産(百万円)	12,395	13,022	13,580	13,808
1株当たり純資産額(円)	389.09	408.58	425.97	433.12

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
3. 第13期より役員向け業績連動型株式報酬制度を導入しております。同制度に係る信託が所有する当社株式は、連結計算書類において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算出する際に当該株式の数を自己株式の数に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (2024年3月期)
営 業 収 益(百万円)	1,608	606	880	1,467
経 常 利 益(百万円)	1,169	273	478	977
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	△23	289	420	945
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△0.74	9.09	13.19	29.65
総 資 産(百万円)	5,883	6,111	6,315	6,855
純 資 産(百万円)	4,810	4,991	5,175	5,641
1株当たり純資産額(円)	150.94	156.61	162.36	176.96

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
3. 第13期より役員向け業績連動型株式報酬制度を導入しております。同制度に係る信託が所有する当社株式は、計算書類において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算出する際に当該株式の数を自己株式の数に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社マネーパートナーズ	3,100百万円	100.0%	1. 金融商品取引業及びこれに付随する業務 2. 外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務 3. 商品先物取引業 4. 暗号資産交換業 ※ 資金移動業は2023年9月29日をもって廃止しております。
株式会社マネーパートナーズ ソリューションズ	30百万円	100.0%	1. コンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸及び保守 2. マーケティング、企画、調査、研究及びコンサルティング 3. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社マネーパートナーズ
特定完全子会社の住所	東京都港区六本木三丁目2番1号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	3,100百万円
当社総資産額	6,855百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団としての強みを活かすことにより、外国為替証拠金取引をはじめとする「店頭デリバティブ取引」市場における競争優位性を確保すること及び次への成長に向け新たな収益基盤の拡充を図ることを事業展開の重要目標と位置づけ、経営に取り組んでおります。このような認識の上に立ち、当社グループといたしましては、以下の課題に取り組んでまいりる方針であります。

① ブランドロイヤリティの確立、強化について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引をはじめとする「店頭デリバティブ取引」市場において競争優位性を確保するためには、顧客に提供する商品、サービスにおいて優位性を確保することのみならず、顧客からの信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。

このため、当社グループでは、直接的なブランディング施策のほか、外国為替証拠金取引に係るお客様への提示スプレッドおよびスワップポイントの競争力強化や他の「店頭デリバティブ取引」商品ラインナップの拡大、取引端末のマルチチャネル化とスマホへの対応の強化、コールセンター業務のクオリティアップ等、顧客の視点に立った商品、サービスの提供に努め、外国為替証拠金取引システムの安定稼働のための諸施策の実施に努めた上で、これらの取り組みを適時適切な手段で情報発信することにより、ブランドロイヤリティの確立、強化を図ってまいります。

② 外国為替取引システムの安定稼働について

当社グループにおいては、外国為替証拠金取引の100%がオンラインシステムにより提供されており、外国為替証拠金取引システムの安定稼働は、重要な課題の一つであると認識しております。このため、増加する取引量に対応して、適切なキャパシティプランニングに基づいた外国為替証拠金取引システムの継続的な改良、増強を基幹システムの大規模更新を含め実施し処理能力の増強を図るほか、災害や大規模なシステム障害等の有事に備える等、事業継続計画の確立に努めてまいります。

③ 顧客基盤の拡充について

当社グループは、基幹事業である外国為替証拠金取引を含む「店頭デリバティブ取引」へ経営資源を集中させ、既存のお客様に新たな取引機会を提供するとともに、新たなお客様の獲得に繋げることで、継続的な顧客基盤の拡大による収益力の強化を図ってまいります。

基幹事業である外国為替証拠金取引においては、業界最狭水準のスプレッド提示による顧客基盤の拡大を企図する営業戦略の下、商品性を洗練化し向上させることで、競争力強化と収益性の向上を目指してまいります。

また、暗号資産分野においては、2021年12月より開始した暗号資産現物を取り扱わない暗号資産関連店頭デリバティブ取引（CFD）の提供により、多様化する顧客・投資家のニーズにも応えてまいります。

④ 新商品の開発と収益の多様化について

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団として、これまで外国為替証拠金取引における営業施策に注力してまいりましたため、収益の大部分を外国為替証拠金取引に係るトレーディング収益に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上できるよう、また、今後の成長を図る上でも、取扱商品やサービスを多様化することにより収益基盤を拡充することは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。

このため、外国為替証拠金取引事業をはじめとする「店頭デリバティブ取引」にビジネスの基軸に置き、経営資源を集中的に投下し、顧客基盤の拡大を図るなかで収益の拡大並びに事業の発展を目指してまいります。

暗号資産分野においては、暗号資産現物を取り扱わない暗号資産関連店頭デリバティブ取引（CFD）を提供しております。外国為替証拠金取引及び店頭商品デリバティブ取引（CFD-Metals）にかかる知見を融合させ、既存のお客様に新たな取引機会を提供するとともに、新たなお客様の獲得に繋げることで、継続的な顧客基盤の拡大による収益力の強化を図ってまいります。

⑤ コンプライアンス態勢の確立について

当社グループの扱う外国為替証拠金取引は、ハイリスク・ハイリターン型の金融商品であり、金融商品取引法や金融商品販売法により、顧客の適合性を厳格に審査し、十分な商品説明やリスク説明を行うことや不招請勧誘及び断定的判断の提供の禁止等が義務付けられております。また、金融商品取引業の内容について宣伝広告を掲載する場合には、表示等について厳しく規制されております。

当社グループでは、コンプライアンスを重要な課題の一つであると認識し、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス・ガイドライン」を制定して金融商品取引法、その他関連法令に準拠したコンプライアンス態勢の強化を図っております。今後においても、コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する「コンプライアンス・ガイドライン」の周知徹底、教育、啓蒙活動をはじめとする施策を実施し、コンプライアンス態勢の確立を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

当社グループの主な事業は、インターネットを介して個人顧客もしくは金融商品取引業者等に対して外国為替証拠金取引をはじめとする投資、金融サービスを提供する「投資、金融サービス業」であります。

(6) **主要な営業所** (2024年3月31日現在)

当 社	本社：東京都港区
株式会社マネーパートナーズ	本社：東京都港区
株式会社マネーパートナーズソリューションズ	本社：東京都港区

(7) **従業員の状況** (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
89名	1名減

(注) 従業員数は就業員数であり、使用人兼務役員は含んでおらず、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、年間の平均人員が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	1名減	46.1歳	8.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、使用人兼務役員は含んでおらず、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、年間の平均人員が全体の10%未満であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 108,000,000株
- ② 発行済株式の総数 33,801,900株 (自己株式1,202,301株を含む)
- ③ 株主数 13,896名 (前期末比2,353名増加)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 和 証 券 グ ル ー プ 本 社	6,029,100株	18.49%
双 葉 不 動 産 建 設 株 式 会 社	2,090,000	6.41
シ ン プ レ ク ス 株 式 会 社	1,800,000	5.52
トウカイトウキョウセキリティーズアジアリミテッド (常任代理人 東海東京証券株式会社決済業務部)	1,781,400	5.46
松 井 証 券 株 式 会 社	1,753,800	5.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,069,600	3.28
福 島 秀 治	1,064,600	3.27
石 田 慎 一	738,300	2.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・75965口)	719,103	2.21
光 通 信 株 式 会 社	694,900	2.13

- (注) 1. 当社は、自己株式1,202,301株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式719,103株を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
2019年3月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	10個
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式2,457,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は1株当たり407円とする。
新株予約権の行使期間	2019年4月11日から2024年4月9日まで
割当先	株式会社大和証券グループ本社

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年 3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福島秀治	株式会社マネーパートナーズ代表取締役社長
取締役	宇留野真澄	CFO兼経営管理部長兼人事部長 株式会社マネーパートナーズ取締役CFO兼管理部長
取締役	梶川理恵	CMO 株式会社マネーパートナーズ取締役CCO兼営業部長
取締役	佐藤直広	CCO兼法務コンプライアンス部長 株式会社マネーパートナーズ常務取締役内部管理統括責任者
取締役	白水克紀	CIO兼IT管理部長 株式会社マネーパートナーズソリューションズ代表取締役社長
取締役 (監査等委員・常勤)	百瀬茂	株式会社マネーパートナーズ常勤監査役
取締役 (監査等委員)	根本博史	KISCO株式会社社外監査役 クリフィックス税理士法人シニア・アドバイザー 株式会社構造計画研究所社外取締役
取締役 (監査等委員)	川東憲治	敬和総合法律事務所パートナー (弁護士) 株式会社マネーパートナーズ監査役
取締役 (監査等委員)	松本英昭	東京短資株式会社代表取締役会長 TTプリンシパル株式会社取締役 東短エイジェンシー株式会社代表取締役社長 株式会社マネーパートナーズ監査役
取締役	古河久人	-
取締役	高井裕之	-

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 百瀬茂氏、根本博史氏、川東憲治氏及び松本英昭氏並びに取締役古河久人氏及び高井裕之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 根本博史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 川東憲治氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 百瀬茂氏、根本博史氏、川東憲治氏及び松本英昭氏並びに取締役古河久人氏及び高井裕之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を個々に締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社並びに子会社の取締役、監査役及び管理職等の従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び防御費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めており、当該方針の制定・変更を独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬委員会の意見をもとに取締役会の決議により決定しております。決定方針の内容は次のとおりであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会の意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- (ii) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- (iii) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬(賞与)として毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動制を強化した報酬(退職金)として退任時に支給する。

a. 取締役に対する短期業績連動報酬

取締役の業績向上へのインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、固定報酬とは別に事業年度毎に業績連動報酬を当該事業年度終了後に開催される定時株主総会日の翌日から1か月以内に支払うこととする。

〔業績連動報酬の算定方法〕

当社グループの連結経常利益から10億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに2.0%を乗じた額を支給総額(百万円未満は切捨て)とし、その総額は1億円を超えないものとする。

なお、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも利益を計上している場合並びに中間配当もしくは期末配当のいずれかを実施していることを支給の条件とする。

b. 取締役に対する業績連動型株式報酬

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。以下、同じ。)及び子会社の取締役(社外取締役及び国外居住者を除く。以下、同じ。)を対象(当社と子会社を併せて「対象会社」、当社の取締役及び子会社の取締役を併せて「対象取締役」という。)に、業績及び役位に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入している。

〔取引の概要〕

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)が行われる株式報酬制度である。毎事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額及び役位に応じて、退任時に役員報酬として当社株式等の交付等を行う。

- (iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準及び当社の経営戦略・事業環境並びに各取締役の役位、職責等を総合的に勘案して適切に設定する。

- (v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、固定報酬については、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、定時株主総会後の取締役会において、報酬額を決定することについての権限を取締役会から取締役社長に委任する決議したうえで、取締役社長が監査等委員会委員長である取締役との協議を経て決定するものとする。ただし、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会において決定する。また、業績連動報酬等および非金銭報酬等については、取締役会決議により決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業 績 連 動 報 酬 等		
			短 期 業 績 連 動 報 酬	業 績 連 動 型 株 式 報 酬 (非金銭報酬等)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	167 (12)	150 (12)	1 (-)	15 (-)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	33 (33)	33 (33)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外取締役)	200 (45)	184 (45)	1 (-)	15 (-)	11 (6)

- (注) 1. 短期業績連動報酬の総額は、当事業年度に係る短期業績連動報酬として未払金に計上した金額を記載しております。
2. 業績連動型株式報酬の総額は、非金銭報酬等として当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の支給人員については、当期中に退任した無報酬の社外取締役1名を除いております。
4. 当事業年度末現在の人員は、取締役 (監査等委員を除く) は7名 (うち社外取締役2名)、取締役 (監査等委員) は4名 (うち社外取締役4名) であります。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上へのインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、当年度の連結経常利益が一定額を上回る場合、利益額に係数を乗じて業績連動報酬総額を算定し、役位に応じて各取締役等に配分することとしております。なお、2023年6月16日開催の第19回定時株主総会決議及び取締役会決議により、第20期の業績連動報酬の具体的内容は以下のとおり承認されております。

〔対象期間〕

第20期事業年度（2023年4月1日より2024年3月31日）を対象期間とします。

〔業績連動報酬の算定方法〕

当社グループの連結経常利益から10億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに2.0%を乗じた額を支給総額とします。ただし、百万円未満は切り捨てるものとし、その総額は1億円を超えないものとします。

なお、支給対象に社外取締役もしくは非業務執行取締役は含めず、また、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも利益を計上している場合並びに中間配当もしくは期末配当のいずれかを実施していることを支給の条件とします。

〔各取締役への配分方法〕

各取締役への配分額は、支給総額に取締役社長1.0、取締役副社長0.8、専務取締役0.6、常務取締役0.5、その他の取締役0.4の役位別係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額とします。

業績指標として経常利益を選定した理由は、事業活動から得られる利益の増加により企業の業績の向上となり、その結果、将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識しております。

当事業年度を含む経常利益の推移は「1. 企業集団の現況（2）直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

業績連動株式報酬の内容は、「二. 非金銭報酬等の内容」のとおりであります。

業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としているためであります。

当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「1. 企業集団の現況（2）直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

二. 非金銭報酬等の内容

当社は、2016年6月19日開催の第12回定時株主総会において、また、当社の子会社である株式会社マネーパートナーズ及び株式会社マネーパートナーズソリューションズの2社（当社と子会社2社を併せて、以下「対象会社」という。）は、2016年6月18日、2016年6月19日開催の各社の定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をそれぞれ決議いたしました。

また、2021年8月16日の対象会社の取締役会において本制度の継続を決議しておりましたが、2022年6月17日開催の第18回定時株主総会において、本制度の継続の是非及び本制度における報酬等の額及び内容等につきまして、あらためて株主の皆様にお諮りし継続の決議をいたしました。なお、2026年度以降に到来する本制度満了時において本制度を継続する場合も、継続後の本制度における報酬等の額及び内容等につきまして、常に株主の皆様にあらかじめお諮りさせていただくことをあわせて決議いたしました。

本制度の導入及び継続は、取締役の報酬について当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

〔本制度の概要〕

本制度は、当社が設定する信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）が、対象会社より拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて、取締役に対し、各対象会社が定める株式交付規程に従って、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

〔本制度の期間〕

本制度は、2017年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの10事業年度（以下「対象期間」という。）を対象としており、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額及び役位に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行います。なお、当初は本制度の対象期間を2017年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度を対象としておりましたが、2017年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの10事業年度を対象として継続しております。

〔本制度の対象者〕

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。以下、同じ。）及び子会社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。以下、同じ。）を対象者（以下「対象取締役」という。）としています。

〔業績連動報酬の算定方法〕

各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の額及び役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役役に一定のポイントが付与されます。1ポイントは当社株式1株とし、対象取締役には、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて、累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）については交付し、残りの当社株式については、換価処分金相当額の金銭の給付を行います。対象期間に付与されるポイント（株式数）の総数の上限は、当社533,300ポイント（533,300株）、株式会社マネーパートナーズ213,300ポイント（213,300株）、株式会社マネーパートナーズソリューションズ53,400ポイント（53,400株）、合計800,000ポイント（800,000株）としております。

なお、ポイントの付与は次の算定式により計算します。

$$\frac{\text{親会社株主に帰属する当期純利益の額} \times 3\%}{\text{本信託による当社株式の取得株価の平均値}} \times \frac{\text{各対象取締役の役位ウェイト}}{\text{役位ウェイト合計}}$$

- (注) 1. 1ポイント未満の端数は切り捨てる。
2. 当連結会計年度のポイント付与の計算における当社株式の取得株価の平均値は508円とする。
3. 「役位ウェイト合計」とは、ポイントの付与の対象となる全対象取締役の役位ウェイトを合計した値とする。
4. 当社株式の株式分割・株式併合等により、ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整する。
5. 信託期間中に対象取締役が死亡した場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を、当該対象取締役の相続人が受けるものとする。

6. 役位別ウェイト

対象会社	役位	役位ウェイト
当社	取締役社長	1.00
	取締役副社長	0.80
	取締役専務	0.66
	取締役常務	0.60
	取締役C X O(*1)	0.60
	取締役	0.45
株式会社マネーパートナーズ	取締役社長	0.60
	役付取締役	0.40
	取締役	0.40
株式会社マネーパートナーズ ソリューションズ	取締役社長	0.40
	取締役社長以外の 取締役	0.20

(*1)C X Oは当会社で定める各業務当該業務の最高執行責任者を指す。

上記の「ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等」には本制度に基づく引当金繰入額を記載しております。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

ホ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月14日開催の第11回定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。また、別枠で、2023年6月16日開催の第19回定時株主総会において、当事業年度に係る短期業績連動報酬として100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。さらに、2016年6月19日開催の第12回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入について決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月14日開催の第11回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は4名）です。

ハ. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、2023年6月16日開催の取締役会において、代表取締役社長福島秀治氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、基本報酬の額の決定にあたっては、監査等委員会委員長である取締役との協議を経て決定するものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）百瀬茂氏は、株式会社マネーパートナーズの監査役であります。株式会社マネーパートナーズは、当社の連結子会社であります。

取締役（監査等委員）根本博史氏は、クリフィックス税理士法人シニア・アドバイザー、K I S C O株式会社の社外監査役及び株式会社構造計画研究所の社外取締役であります。クリフィックス税理士法人は、当社の税務顧問先であります。他の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）川東憲治氏は、敬和総合法律事務所パートナー（弁護士）及び株式会社マネーパートナーズの監査役であります。株式会社マネーパートナーズは、当社の連結子会社であります。他の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）松本英昭氏は、東京短資株式会社の代表取締役会長、T T プリンシパル株式会社の取締役、東短エイジェンシー株式会社の代表取締役社長及び株式会社マネーパートナーズの監査役であります。東京短資株式会社は2013年1月まで当社の主要株主でありました。株式会社マネーパートナーズは、当社の連結子会社であります。その他の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員・ 常勤)	百瀬 茂	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査等委員会17回のすべてに出席いたしました。会社経営やコンプライアンス、業務経験を活かし、経営全体に関する幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	根本 博史	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査等委員会17回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、財務及び会計をはじめとした適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	川東 憲治	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査等委員会17回のうち16回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、法令遵守をはじめとした業務の適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	松本 英昭	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査等委員会17回のうち16回に出席いたしました。会社経営やコンプライアンス、業務経験を活かし、経営全体に関する幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役	古河 久人	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。生命保険会社における豊富な経営経験と高い見識を活かし、幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための発言を行っております。

	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高井裕之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。総合社における豊富な経営経験と金融事業にかかる高い見識を活かし、幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、コンプライアンスを経営の根幹に置き、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという。）に共通の行動指針として、「行動規範」を定め、当社グループ各社の役員及び社員はこれに従う。
 - ロ. 当社グループ各社の役員及び社員は、法令、定款、社内規程等に則って職務の執行に当たる。
 - ハ. 当社の取締役は、取締役会を開催し、職務の執行が法令及び定款に適合するよう相互牽制を行う。
 - ニ. 当社の監査等委員は、法令に則り、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査する。
 - ホ. 当社は、当社グループ各社の役員を委員とするコーポレート・ガバナンス会議を設置し、企業統治の充実、確立、定着という目的の達成に努める。
 - ヘ. 当社は、法務コンプライアンス部担当取締役及び監査等委員を情報受領者とする「ホットライン通報制度」を構築するほか、法務コンプライアンス部担当取締役が管理する「目安箱」の設置等により、違反行為等の早期発見と是正を目的とする情報収集及び報告体制を構築し効果的な運用を図る。
 - ト. 当社は、社長直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 - イ. 当社は、i) 株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録等の法定作成文書をはじめ、ii) 各会議体の議事録、iii) 決裁書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、関連資料とともに「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。
 - ロ. 当社は、取締役の職務の執行に係るその他の情報について、「情報システム管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
 - ハ. 当社は、取締役が随時、当該情報を閲覧できる体制を構築する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、「経営危機管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することにより企業リスクの事前回避と被害発生時の損害額の最小化に努める。

- ロ. 当社は、当社グループの経営活動上のリスクとして、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、法務リスク、事務リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理部署の体制を整備する。
- ハ. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役会を定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、毎月定時での開催の他に、必要に応じて臨時に開催する。取締役会は付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- ロ. 当社は、取締役会に付議される事項に関しては、グループ経営会議等で事前に十分な審議及び議論を実施することにより取締役の職務が効率的に行われるよう事業運営を行う。
- ハ. 当社は、当社並びに当社子会社の業務執行取締役で構成するグループ経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行う。
- ニ. 当社は、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役の職務の効率性と決裁の合理性、妥当性を確保するとともに、取締役及び下位職位者の決裁項目、協議部門、稟議等を定める。重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行うか、決裁を行った上で取締役会の承認を得ることとするが、軽微なものについては権限委譲された下位職位者が同規程に従いその責任において決裁する。
- ホ. 当社は、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」並びに「稟議規程」で明確にし、取締役及びその他社員により適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従って子会社管理を行い、子会社の取締役の職務の執行を監視・監督する。
- ロ. 当社は、グループ経営会議及び必要に応じて開催する子会社と関係各部門責任者による会議において、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
- ハ. 当社は、内部監査部門を有しない子会社について、当社の内部監査室により半期毎に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を社長及び関係会社に内部監査報告書として報告する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、監査等委員会の指揮命令に属する補助者の常設を取締役（監査等委員であるものを除く。）に対して求めることができるものとする。
 - ロ. 当社は、監査等委員会が必要に応じて、内部監査部門等の使用人を監査等委員会監査の補助者に任命することができるものとする。
- ⑦ 監査等委員会を補助する使用人の独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する社員に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査等委員会委員長の承認を得て行うものとする。
 - ロ. 当社は、監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた社員が、その命令に関して、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社では、各監査等委員が取締役会以外の会議への出席権限を有し、会議で取締役（監査等委員であるものを除く。）及び社員に対し報告を求めることができる。
 - ロ. 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び社員は、「監査等委員会規程」に従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある諸問題、事象については、遅滞なく報告するものとする。
 - ハ. 当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び社員に周知徹底する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査等委員会は内部監査室に対し適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言及び意見交換を行う。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の方針に基づき当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

- イ. コンプライアンス基本方針を定め、当該基本方針に基づき全役職員を対象とするコンプライアンスセミナーを毎月1回開催し、法令等に関する具体的事例を活用した研修等を実施しております。
- ロ. リスク管理会議を毎月1回開催し、網羅的にリスクの状況をモニタリングするほか、顕在化したリスクについての対応状況や再発防止の状況等に係る報告、新たに発生した潜在的リスクへの対処の状況の報告等がなされております。
- ハ. 監査等委員は、定時監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、情報交換を行っております。その他、各種社内会議への出席、会計監査人及び内部監査部門との連携等を通じて監査の実効性の向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条における会社の支配に関する方針について取締役会等の会議体において決議をしてはおりません。

当社は、当社の株主のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案や追加質問の提示を行うための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものがあることも事実であります。

当社は、上記の例を含め、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、顧客との信頼関係等を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、なおかつ向上させる意思を持たない、あるいはそれを毀損する恐れがある行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる新たな事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有して頂きたいと考えております。

このため、当社グループでは中長期的な取り組みとして、外国為替証拠金取引事業をはじめとする「店頭デリバティブ取引」にビジネスの基軸に置き、経営資源を集中的に投下し、顧客基盤の拡大を図るなかで収益の拡大並びに事業の発展を目指してまいります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	64,649	流 動 負 債	52,220
現 金 ・ 預 金	9,410	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	2,710
預 託 金	39,447	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	2,710
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	8,572	約 定 見 返 勘 定	33
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	8,572	預 り 金	1,436
約 定 見 返 勘 定	42	受 入 保 証 金	45,178
短 期 差 入 保 証 金	3,622	1年以内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	1,000
前 払 費 用	88	リ ー ス 債 務	70
未 収 入 金	202	未 払 金	165
未 収 収 益	2,827	未 払 費 用	1,414
そ の 他 の 流 動 資 産	449	未 払 法 人 税 等	155
貸 倒 引 当 金	△13	賞 与 引 当 金	30
固 定 資 産	1,627	そ の 他 の 流 動 負 債	25
有 形 固 定 資 産	92	固 定 負 債	246
建 物	1	リ ー ス 債 務	127
器 具 備 品	30	役 員 株 式 給 付 引 当 金	102
リ ー ス 資 産	60	そ の 他 の 固 定 負 債	17
無 形 固 定 資 産	1,075	特 別 法 上 の 準 備 金	0
ソ フ ト ウ エ ア	305	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	0
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	572	負 債 合 計	52,468
商 標 権	0	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	196	株 主 資 本	13,787
投 資 そ の 他 の 資 産	460	資 本 本 金	2,022
投 資 有 価 証 券	143	資 本 剰 余 金	2,160
長 期 差 入 保 証 金	115	利 益 剰 余 金	10,486
長 期 前 払 費 用	94	自 己 株 式	△881
繰 延 税 金 資 産	98	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	21
そ の 他	8	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21
資 産 合 計	66,276	純 資 産 合 計	13,808
		負 債 純 資 産 合 計	66,276

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		5,626
受入手数料	35	
トレーディング損益	5,307	
金融収益	9	
その他の売上高	273	
営業費用		103
金融上原価		155
純営業収益		5,366
販売費・一般管理費		4,292
営業利益		1,074
営業外収益		1
営業外費用		15
経常利益		1,060
特別損失		16
減損損失	9	
事業撤退損失	7	
税金等調整前当期純利益		1,044
法人税、住民税及び事業税	240	
法人税等調整額	95	336
当期純利益		708
親会社株主に帰属する当期純利益		708

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,022	2,160	10,267	△881	13,568
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△488		△488
親会社株主に帰属する 当期純利益			708		708
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	219	-	219
当連結会計年度末残高	2,022	2,160	10,486	△881	13,787

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	純 資 産 合 計
	当連結会計年度期首残高	
当連結会計年度変動額		
剰余金の配当		△488
親会社株主に帰属する 当期純利益		708
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	9	9
当連結会計年度変動額合計	9	228
当連結会計年度末残高	21	13,808

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,581	流 動 負 債	1,132
現金・預金	1,684	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	1,000
前払費用	5	未払金	83
未収入金	13	未払費用	24
未収収益	2	未払法人税等	3
関係会社短期貸付金	1,800	未払消費税等	6
その他	76	預り金	7
		賞与引当金	6
固 定 資 産	3,273	固 定 負 債	81
無形固定資産	0	役員株式給付引当金	60
商標権	0	繰延税金負債	3
投資その他の資産	3,273	その他の他	17
投資有価証券	143	負 債 合 計	1,213
関係会社株式	3,130	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	6,855	株 主 資 本	5,620
		資本金	2,022
		資本剰余金	2,161
		資本準備金	2,098
		その他資本剰余金	62
		利 益 剰 余 金	2,319
		その他利益剰余金	2,319
		繰越利益剰余金	2,319
		自 己 株 式	△881
		評価・換算差額等	21
		その他有価証券評価差額金	21
		純 資 産 合 計	5,641
		負 債 純 資 産 合 計	6,855

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,467
関係会社受取配当金	897	
関係会社経営指導料	551	
関係会社受取利息	18	
営 業 費 用		474
販売費・一般管理費	474	
営 業 利 益		992
営 業 外 収 益		0
営 業 外 費 用		15
経 常 利 益		977
税 引 前 当 期 純 利 益		977
法人税、住民税及び事業税	11	
法人税等調整額	20	31
当 期 純 利 益		945

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,022	2,098	62	2,161	1,862	△881	5,164	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△488		△488	
当 期 純 利 益					945		945	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	456	-	456	
当 期 末 残 高	2,022	2,098	62	2,161	2,319	△881	5,620	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	11	5,175
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△488
当 期 純 利 益		945
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	9	9
当 期 変 動 額 合 計	9	465
当 期 末 残 高	21	5,641

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社マネーパートナーズグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白	田	英	生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野	根	俊	和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マネーパートナーズグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社マネーパートナーズグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 根 俊 和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マネーパートナーズグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社マネーパートナーズグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 百 瀬 茂 ㊟
監 査 等 委 員 根 本 博 史 ㊟
監 査 等 委 員 川 東 憲 治 ㊟
監 査 等 委 員 松 本 英 昭 ㊟

(注) 常勤監査等委員百瀬茂、監査等委員根本博史、監査等委員川東憲治及び監査等委員松本英昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

スマートフォン用取引アプリに『まいにち金・銀(CFD-Metals)』が追加

2023年11月に、スマートフォン取引アプリにまいにち金・銀(CFD-Metals)が追加されました。

このアプリ一つでパートナーズFX、パートナーズFXnanoのほか、まいにち金・銀(CFD-Metals)が取引できるようになりました。商品に応じて複数のアプリを使い分ける必要がないこと、またニュース・経済指標情報のほか、スワップ履歴や過去18カ月分の期間損益情報など取引の上で知りたい情報はアプリから確認できます。

このアプリリリースにて、さらなるお客様の利便性向上、取引環境の拡充に努めました。

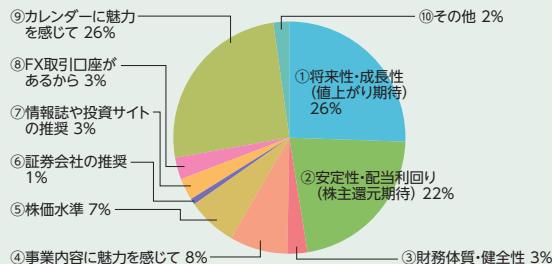
なお、当事業年度においては、世界情勢の不安定化やインフレ傾向の強まり等に伴い、より金投資への注目も高まったことから、まいにち金・銀(CFD-Metals)では、FXのゴールデンマネパタイムと同時間帯(17時～翌3時まで)に「金/米ドル」「銀/米ドル」ともスプレッドを0.2 pipsで提示するキャンペーンを3月末まで実施いたしました。

今後も厳しい競争環境の中で既存のお客様にさらなるご利用をいただくとともに、新たなお客様の獲得に繋げ、収益力の向上に努めてまいります。



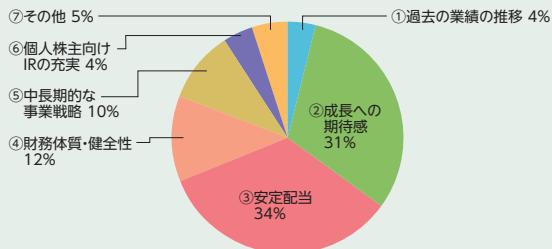
第20期中間報告書において、12,674名の株主様を対象にアンケートを実施いたしました。1,026名（2023年9月30日時点の株主様の8.1%）からご回答並びに貴重なご意見を多数いただき、心よりお礼申し上げます。紙面の都合上一部ではございますが、アンケート結果をご報告させていただきます。

当社株式を購入された理由をお聞かせください。 (複数回答)



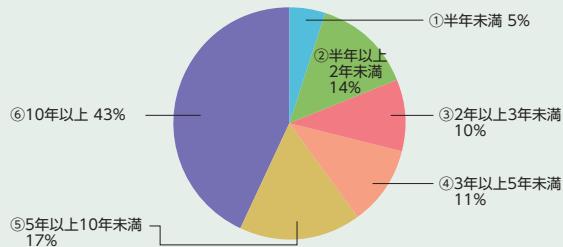
当社株式を購入された理由として、昨年度から引き続き「将来性・成長性(値上がり期待)」が26%を占めているが、「カレンダーに魅力を感じて」を選択された株主様も26%となりました。

当社株式の長期保有をご検討される際、重視する事をお聞かせください。 (複数回答)



当社株式の長期保有をご検討される際、重視することとして、「安定配当」が34%、次に「成長への期待感」が31%という結果となっております。

当社株式の今後の保有方針についてお聞かせください。

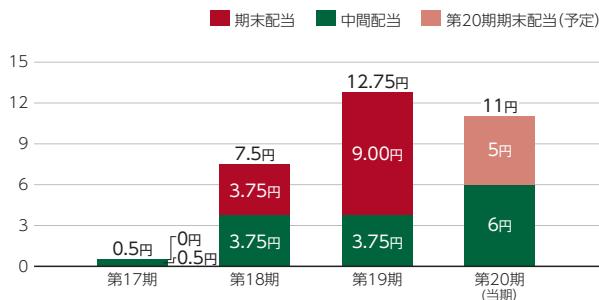


当社株式の保有方針については、「10年以上」が43%、続いて「5年以上10年未満」が17%という結果となっております。

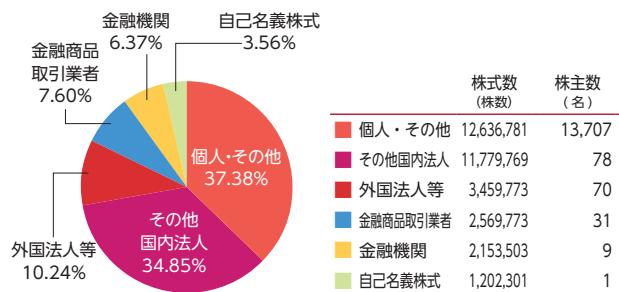
アンケート結果について総括

- 当社を知ったきっかけでは、昨年と同様「インターネット情報」が突出し、続いて「会社四季報・日経会社情報」、「情報誌・新聞等」の順となった
- 購入理由では、「将来性・成長性」が第1位。続いて、今回より選択肢を追加した「カレンダーに魅力を感じて」が選ばれ、次いで「安定性・配当利回り」の順となっている
- 保有期間が長いほど、「将来性・成長性」の割合が高くなり、保有期間が短いほど「カレンダーに魅力を感じて」の割合が高くなっている
- 株式を長期保有する際に重視する項目として「安定配当」「成長への期待感」が多く選ばれたが、特に「安定配当」の割合が上昇した
- 今後の保有予定として、「10年以上」、ついで「5年以上10年未満」となっており、5年以上の長期保有傾向が過半数を占めている

配当金推移



所有者別株式分布



※発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)

ホームページのご案内

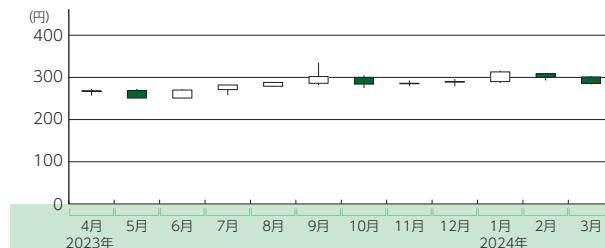
当社ホームページでは企業情報や財務情報をはじめとした最新情報をご覧いただけます。

アドレスはこちら

<https://www.moneypartners-group.co.jp/>

株価の推移 (2023年4月1日~2024年3月31日)

株価の推移 (月足)



株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月

上記基準日 3月31日
 その他基準日を定める場合は、あらかじめ公告します。

公告方法 電子公告
<https://www.moneypartners-group.co.jp/>
 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 東京都府中市日鋼町1-1

☎ 0120-232-711 (通話料無料)

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ご注意)

未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

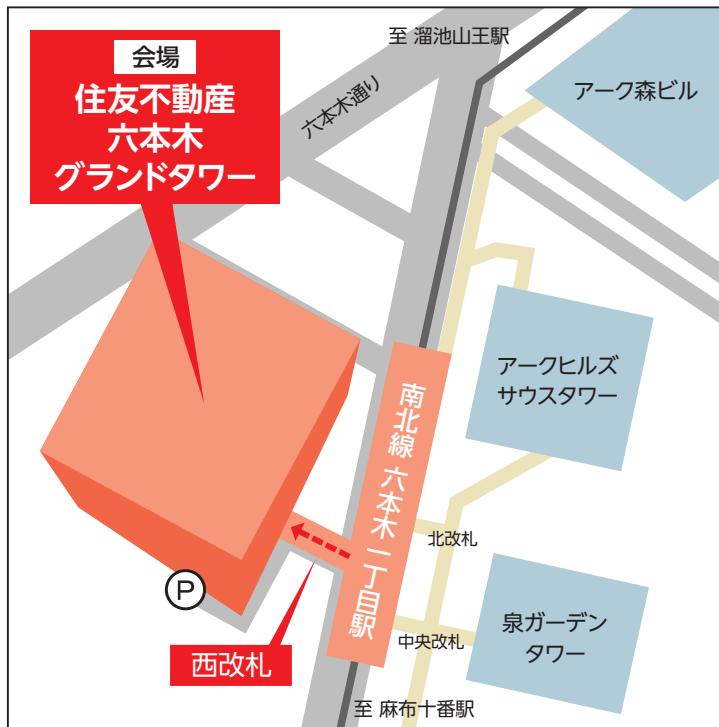
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H

南北線 六本木一丁目駅 西改札～会場までの道順のお問い合わせ TEL 03-5545-1722

※株主総会の内容等につきましては、お答え致しかねます。



交通

●南北線「六本木一丁目駅」
西改札出口直結

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。